

令和9年4月1日採用

秩父広域市町村圏組合職員（行政実務経験者）採用選考
受 験 案 内

選 考 日 書類選考： 9月上旬
一次面接：10月17日（土）
二次面接：10月24日（土）
受 付 期 間 7月17日（金）から8月28日（金）まで

～国、都道府県、市町村又は一部事務組合等で培った知識、能力、経験を秩父広域市町村圏組合で活かしてみませんか～

☆年齢50歳（令和9年4月1日時点）までの方を対象とします。

☆職級は、年齢及び職務経験年数等応じて、「主事級」から「主幹級」で採用される場合があります。

☆「国、都道府県等での知識や能力等を秩父地域に住んで、広域行政に活かしてみたい」と意欲のある方をお待ちしています。

令和9年4月1日採用予定、秩父広域市町村圏組合職員採用選考（行政実務経験者）を次のとおり実施します。

1 募集職種・採用予定人数・業務内容

| 職種 | 採用予定人数 | 業務内容 |
|-----|--------|------|
| 行政職 | 若干名 | 行政事務 |

※事務局又は水道局において、事務又は技術的業務に従事します。

2 受験資格

(1) 受験資格

| 職種 | 受験資格 | |
|------------------|------|--|
| 行政職 (行政実務経験者) | 学歴 | 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者 |
| | 年齢 | 昭和51年4月2日以降に生まれた人 |
| | 職歴 | 国、都道府県、市町村、一部事務組合等における職務経験又は公務員に準じる職務経験が試験実施日において8年以上ある人 |

(2) 受験資格となる国、都道府県、市町村、一部事務組合における職務経験

① 国、都道府県、市町村又は一部事務組合等における職務経験は、高校卒業程度以上の採用試験（試験区分に関連するものに限る。）に合格し、国家公務員、地方公務員又は公務員に準じる職の正規職員として8年以上継続した期間が該当します。

※正規職員とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。任期付職員や臨時的任用職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務でない職員は含みません。

- ② 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、通算できる職務経験は、1年以上継続し就業した期間とします。
- ③ 職務経験は月単位で算定します。月の途中での就職、離職などにより職務の従事期間が1ヶ月に満たない月は、職務経験に通算することはできません。
- ④ 休暇、休業、休職等のため、連続して1ヶ月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することはできません。
- ⑤ 最終合格後、職務経験等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。受験資格を満たさないことや申込内容に虚偽があることなどが判明した場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条に該当する人
 - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 秩父広域市町村圏組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 受験申込時において秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合の職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である人

3 受験手続

| 区分 | 内 容 |
|------|---|
| 受付期間 | 令和8年7月17日（金）から8月28日（金）まで （ただし、持込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分まで） |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・所定の申込書等に必要事項を記入し、事務局管理課窓口へ提出してください。 ・申込書等は、ホームページからダウンロードすることができます。 郵送の場合は、簡易書留にて封筒に「採用試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内（消印有効）に提出してください。 ・提出書類に不備があった場合は、受理できません。 |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政実務経験者採用試験申込書（写真貼付） ・行政職務経歴書（エントリーシート） ・職務経歴書（民間等職務経験）※民間経験がある場合 ・110円切手を貼った本人の宛先明記の定形封筒（長3号）2通 |
| 申込先 | 秩父広域市町村圏組合事務局管理課 〒368-0002 埼玉県秩父市栃谷1477番地 電話 0494-23-2242 メールアドレス kanri@union.chichibukouiki.lg.jp |

※合格発表後、最終合格者は卒業証明書及び職歴証明書を提出していただきます。

4 受験票の交付

受験票は、郵送します。但し、郵送に時間がかかる場合は電子メールでも送付します。
kanri@union.chichibukouiki.lg.jpより送付しますので、受信できるよう設定をお願いします。

5 試験の日時、場所及び方法等

(1) 書類選考

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 選考日 | 令和8年9月上旬 |
| 合格発表 | 合格者は、令和8年9月10日(木)に、秩父広域市町村圏組合掲示板(秩父クリーンセンター内)及びホームページに掲載するほか、可否にかかわらず受験者全員に郵便にて通知を行います。 |

(2) 面接試験(書類選考合格者に対し2回面接を行います。)

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 試験日 | 令和8年10月17日(土)・10月24日(土) |
| 場所 | 秩父消防本部(秩父市下宮地町10番25号) |
| 試験方法 | 面接試験(個人面接) |
| 合格発表 | 合格者は、令和8年10月30日(金)に、秩父広域市町村圏組合掲示板(秩父クリーンセンター内)及びホームページに掲載するほか、可否にかかわらず受験者全員に郵便にて通知を行います。 |

※試験日程、内容等については変更となる場合があります。

6 採用

- (1) 採用は令和9年4月1日の予定です。
- (2) 資格要件が満たないと判明した場合は、採用を行いません。

※最終合格者には、最終合格発表後に学歴・職務経験期間を確認するため卒業証明書及び職歴証明書を提出していただきます。なお、学歴・職務経験期間が確認できない場合には採用されません。

7 採用時の職級、昇任

最終合格者の採用時の職級は、「主事級」、「主任級」、「主査級」、「主幹級」のいずれかを予定しており、年齢や職務経験等に応じて決定します。なお、秩父広域市町村圏組合における昇任は、原則以下のとおり行われます。

[主事補級→主事級→主任級→主査級→主幹級→課長級→次長級→局長級]

8 給与、勤務時間及び休暇

- (1) この試験に合格し、採用された場合には「一般職職員の給与に関する条例」等の規定による給料及び地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

① 初任給(令和8年4月1日現在)

初任給(給料)は、採用前の学歴、職務経験に応じて決められます。その額は概ね次のとおりです。

| 職務経験及び採用時年齢 | 給料(地域手当を除く) |
|-------------------------------|-------------|
| 大学卒業後 職務経験11年 (例 33歳主任の場合) | 301,600円 |
| 大学卒業後 職務経験18年 (例 40歳主査の場合) | 350,100円 |
| 大学卒業後 職務経験23年 (例 45歳主幹の場合) | 386,200円 |

※「給料」に記載しているそれぞれの額は、職務経験年数のすべてが受験資格となる職務経験に該当すると仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なります。

② 諸手当（令和8年4月1日現在）

次の諸手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

- ・地域手当：4%
- ・扶養手当：扶養親族のある職員に支給（子1人 月額13,000円）
- ・住居手当：借家等に住んでいる職員に支給（最高 月額28,000円）
- ・通勤手当：公共交通機関及び自動車等の利用者に支給
- ・期末・勤勉手当：1年間に給料等の4.65月分を支給

(2) 勤務時間は8時30分から17時15分までの7時間45分（月曜日から金曜日）です。ただし、職場や職種により異なる場合があります。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は、4月1日の採用の場合15日）あり、このほか特別休暇等があります。

この試験に関する問い合わせ先

秩父広域市町村圏組合 事務局管理課

〒368-0002

秩父市栢谷1477番地 秩父クリーンセンター3階

TEL 0494-23-2242（直通）

Mail kanri@union.chichibukouiki.lg.jp

秩父広域市町村圏組合ホームページ <https://www.c-kouiki.jp/>

SNS (X) <https://x.com/chichibukouiki>



ホームページ



X

組合概要

昭和45年4月1日設立 職員数272人（R8.4.1現在※再任用職員を含む）

組合で共同処理する事務

- (1) ごみの収集及び処理に関すること。
 - (2) し尿の収集及び処理に関すること。
 - (3) 火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置及び維持管理に関すること。
 - (4) 消防に関すること。
 - (5) 結核予防にかかるエックス線検査に関すること。
 - (6) 循環器検査に関すること。
 - (7) 救急医療施設に関すること。
 - (8) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
 - (9) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。
- ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務
- イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）に基づく事務
- ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。
 - (11) 水道事業の経営に関すること。